平成27年6月議会

総務委員会審査報告書 本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会 議規則第91条の規定により報告します。

第105号議案	長崎市行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及 び特定個人情報の提供に関する条例	原案可決
第106号議案	長崎市特定個人情報保護条例	原案可決

第105号議案「長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」及び第106号議案「長崎市特定個人情報保護条例」の2件については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「マイナンバー法」の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供、本市における特定個人情報の安全かつ適正な取り扱いを図るために必要な措置を講じようとするもので、一括して審査を行いました。

委員会では、

- ・マイナンバー制度におけるネットワークシステムについて、システム面でのセキュリティの信頼性、
- ・個人番号の取り扱いを特定の職員に限定するなど、運用面でのセキュリティの 考え方、
- ・基幹業務系システム運営費のうち、マイナンバー制度に係る経費の総額と財源 内訳及び、その地方負担分の軽減のための国への働きかけの有無についてただす など、内容検討の結果、一部委員から反対意見が出され、採決の結果、賛成多数 で原案どおり可決しました。

第108号議案

長崎市附属機関に関する条例等の一部を改正する条例 原 案 可 決

第108号議案「長崎市附属機関に関する条例等の一部を改正する条例」について は、主に、地方自治法第138条の4第3項の規定により、本市の附属機関として、「長 崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」、「長崎市名称選定審査会」、「長崎 市地域包括ケア推進協議会」及び「長崎市住宅審議会」を設置しようとするもの でした。

委員会では、

- ・地方版総合戦略を特色あるものとするため、まち・ひと・しごと創生総合戦略 審議会の開催回数も含めた審議のあり方と、多様な意見を吸い上げていくための 委員構成の考え方、
- ・地方創生については全国的な動きがある中、他都市よりも有利に進めていくた めの本市の推進体制、
- ・名称選定審査会については、統廃合による学校名の選定審査など、教育委員会 所管分も含めた審査会設置の考え方、
- ・住宅審議会については、問題が生じている空き家対策等を考慮した場合の開催 回数の妥当性についてただすなど、内容検討の結果、異議なく 原案どおり可決 しました。

第109号議案

長崎市個人情報保護・情報公開審査会条例の一部を改 正する条例

原案可決

第109号議案「長崎市個人情報保護・情報公開審査会条例の一部を改正する条 例」については、主に、長崎市個人情報保護・情報公開審査会の所掌事務に、長 崎市特定個人情報保護条例の規定に基づく決定についての不服申立てに関する ことを加えようとするものでした。

委員会では、内容検討の結果、一部委員から反対意見が出されたので、採決の 結果、賛成多数で原案どおり可決しました。

|--|

第110号議案「長崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例」については、 主に、社会的差別の原因となる個人情報について、電子計算機による処理の制限 の特例を定めたいのと、その処理に関することについて、長崎市個人情報保護審 議会の所掌事務に追加しようとするものでした。

委員会では、内容検討の結果、一部委員から反対意見が出されたので、採決の 結果、賛成多数で 原案どおり可決しました。

第111号議案	長崎市税条例の一部を改正する条例	原案可決
---------	------------------	------

第111号議案「長崎市税条例の一部を改正する条例」については、地方税法等の一部が改正され、市税における徴収等の猶予制度の見直しや、サービス付き高齢者向け賃貸住宅等に係る固定資産税の特例措置の見直し措置が講じられたことなどに伴い、本市においても同様の措置を講じようとするものでした。

委員会での議論は、

- ・徴収猶予について、納税者に対するこれまでの徴収の流れや相談への対応状況、
- ・たばこ税の特例税率の廃止に向けた、段階的な経過措置の実施による今後の税 収の見込み、

・マイナンバー法の施行に伴う申請書等における記載事項の追加について、記載 された個人番号の管理主体と、他部局との情報共有の有無についてただすなど、 内容検討の結果、一部委員から反対意見が出されたので、採決の結果、賛成多数 で原案どおり可決しました。

第117号議案	長崎市市民センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第122号議案	財産の取得について(水槽付消防ポンプ自動車(1台))	原案可決

第117号議案「長崎市市民センター条例の一部を改正する条例」及び第122号議案「財産の取得について」についは、種々内容検討の結果、いずれも異議なく原案どおり可決しました。

第124号議案	平成27年度長崎市一般会計補正予算(第2号) 第1条 第1項 歳入歳出予算の総額 第2項中 歳入 全部 歳出 第2款 総務費 第1項中 第1目 第7目 第2目 第24目 第10款 教育費 第7項 第4条 地方債の補正	別紙のとおり 修 正 可 決
---------	---	----------------

予算編成に当たっての重点化方針については、重点プロジェクトである

・市庁舎建設プロジェクトについて、市庁舎建設計画が進捗していないことに

対する見解、

・公共施設マネジメント推進プロジェクトについて、合併から 10 年が経過する 中でのこれまでの取り組み状況、

また、各部局の重点的取り組みについて、

- 自治会支援の具体的な方策、
- ・地域に根ざした防火防災体制を構築するため、車みちの整備に係る消防局の 関与のあり方についてただしました。

歳出については、総務費において、「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と 関連地域」の構成資産の世界遺産登録を見据え、観光客の増加に対応した受入態 勢の充実を図るための「世界遺産観光客受入費」が計上されました。

委員会では、

- ・世界遺産への登録を踏まえた、駐車場や誘導員の配置等も含めた受入態勢の構築状況、
- ・旧木型場の入場料設定の考え方と、収入が支出を上回った場合の対応、
- ・タブレット端末等に対応したICT設備の整備状況と、構成資産のみならず、 市内全域で整備を進めていく考え、
- ・信者にとっては生活の場であり、祈りの場でもある教会群について、観光マナーの周知徹底のあり方についてただすなど、内容を検討しました。

同じく総務費において、2020年の東京オリンピック・パラリンピック 及び2019年のラグビーワールドカップにおける出場国選手団のキャンプを長崎市に誘致し、世界のトップ選手と市民との触れ合いを通じた国際交流を行い、スポーツ振興を図るための「キャンプ誘致推進費」が計上されました。

委員会では、

・東京オリンピック・パラリンピックのキャンプについて、本市が誘致を想定している国や競技種目、受入れ期間等の詳細と、県内他都市と連携した受入れ態勢についてただすなど、内容を検討しました。

歳入においては、種々内容を検討しました。

さらに、総括的な問題として、今年度、国庫補助金の内示額が例年よりも大幅 に減少していることについて、今後補正予算の計上を検討する考えの有無につい てただすなど、検討を加えました。

審査の後、本議案に対する修正案が提出され、その内容は、歳入について、教育厚生委員会において減額修正された歳出と同額の3,299万4,000円のうち、76万6,000円を「地方交付税」から、2,932万8,000円を「県支出金」から、290万円を「市債」から減額し、歳入歳出予算の総額を2,148億4,845万2,000円に減額するものでした。

質疑の後、討論に入り、一部委員より、修正案及び修正部分を除く原案に反対する立場から、「生活保護費における冬季加算の見直し」及び「教育委員の増員による委員報酬」に係る歳入部分は認められないことを主な論拠とする反対意見が出されました。

- 一方、修正案及び修正部分を除く原案に賛成する立場から、
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定については、人口減少対策、地域活性 化対策として、速やかに推進を図ってほしい、
- ・世界遺産登録に伴う観光客の受入れについては、全市を挙げて万全の態勢を構築してほしい、
- ・自主財源が乏しい本市にとって、補助金の確保は最重要課題であるため、情報 収集と分析を徹底し、国や県の動向を見極めて働きかけを行うなど、財源の確保 に努めてほしい との要望を付した賛成意見が出され、まず、修正案について採 決の結果、賛成多数で修正案を可決し、次に、修正部分を除く原案について採決 の結果、賛成多数で可決され、本案は修正可決としました。

請願第1号

安全保障法制に関する法案の撤回を求める意見書に関する請願について

不 採 択

請願第1号「安全保障法制に関する法案の撤回を求める意見書に関する請願について」は、その趣旨は、現在国会において審議されている安全保障関連法案を一旦撤回し、憲法との整合性を含めて国民的な議論を行うことを求める意見書を政府に提出してほしいというものでした。

委員会では、請願に対する理事者の見解を求めるなど、内容検討の結果、

- ・東アジアの安全保障情勢が急速に悪化しており、中国や北朝鮮による脅威が現 実の問題として存在していることから、抑止力を高めるためにも集団的自衛権の 行使が極めて重要で、日米が対等の立場で安全保障体制を堅持していくためには、 今回の法案には正当性があること、
- ・法案に明記された「武力行使の新3要件」は、他国防衛のための集団的自衛権は認めておらず、憲法第9条の下での自衛措置の限界を定めたものであること、
- ・自衛隊の海外派遣については、海外派遣3原則により、無制限なものとならないよう厳格な歯止めをかけていることなどを主な論拠とし、本請願には賛同できないとする反対意見が出されました。一方、
- ・今回の法案は、自衛隊を地球の裏側まで派遣できるようにする重大な法案であるにも関わらず、国民への説明が不足していること、
- ・国民の関心も極めて高いため、国会で徹底した議論が行われるべきであること、
- ・「新3要件」と称した基準は著しく曖昧で、自衛隊の海外派遣の歯止めにならないこと、
- ・国連の統制の下にない他国軍の支援については、派遣ありきの恒久法ではなく、 支援理由や安全確保を慎重に検討し、必要に応じて特別措置法で対応すべきであ ることを主な論拠とし、本請願に賛同したいとの賛成意見が出されたので、採決 の結果、可否同数となり委員長裁決により本請願を不採択と決定しました。